

## 自動販売機の設置に係る市有財産貸付仕様書

### 1 自動販売機の規格等

#### (1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。使用済み容器の回収ボックスについては施設管理者が指示する場所へ設置すること。

#### (2) 環境対策

設置した自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種を設置に努めること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。

#### (3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

#### (4) 販売品

販売品は、『物件番号R3-販11~13』は酒類を除く飲料とし、食料品等の販売は行わないこと。『物件番号R3-販14』はアイスに限定する。また、販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。

### 2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

#### (1) 安全対策

- ① 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業界作成)を遵守した措置を講じること。
- ② 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 防犯のため、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(自動販売機工業会作成)を遵守し、盗難防止に努めること。

#### (2) 使用済み容器の回収

- ① 使用済み容器回収ボックスを自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機脇に設置し、随時回収すること。また、必要に応じ回収ボックスを増設すること。なお、屋外に設置する場合にあっては、強風及び雪害対策を講ずるものとする。

② 回収ボックスの規格

- (ア) 素材はプラスチック製又は金属製とする。
  - (イ) 容積は回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
  - (ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- ③ 使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または、転貸してはならない。
- ③ 自動販売機の設置、ラッピング、維持管理および撤去に関する費用は、設置事業者の負担とする。
- ④ 商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充管理を適切に行うこと。
- ⑤ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- ⑥ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障問い合わせおよび苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に連絡先明記し即時対応すること。
- ⑦ 自動販売機および商品の盗難・破損について、大仙市はその責めを負わない。
- ⑧ 自動販売機および商品が汚損またはき損したときは、速やかに復旧すること。
- ⑨ 貸付期間が満了したとき、または契約が解除された場合は、指定期日までに原状回復すること。

(4) 売上高等の報告

自動販売機の月毎の売上額及び販売本数を年度末に取りまとめ、毎年4月30日までに書面により報告すること。また、大仙市が必要としたときは、その関係資料等を遅滞なく提出すること。